



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）…一

公告

○建設業者に関する公告……………（都市整備局市街地建築部建設業課）…四
○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…五

告示

●東京都告示第二百十六号

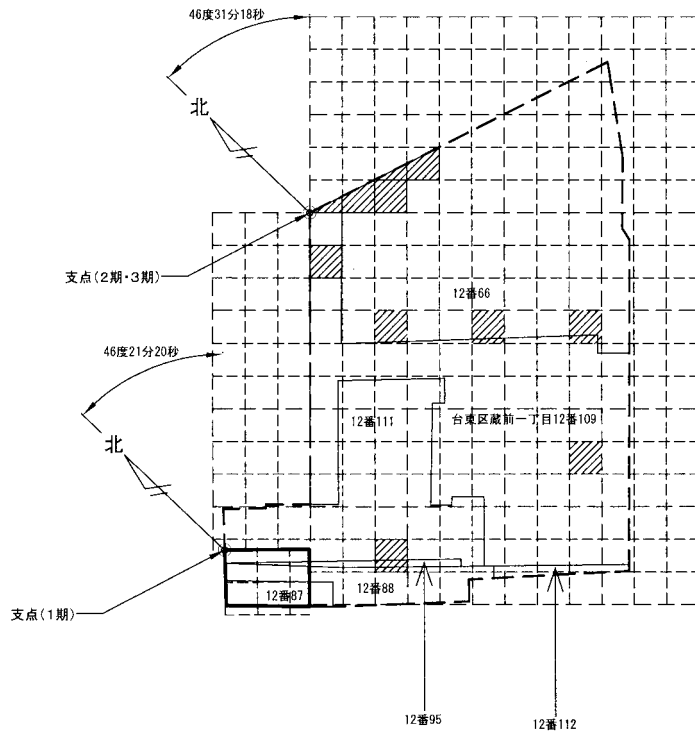
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月九日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（台東区蔵前一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 1期敷地境界

支点

2期・3期の支点は台東区蔵前一丁目12番109の最北端とする。

1期の支点は台東区蔵前一丁目12番111の一部の最北端とする。

【支点(2期、3期)の格子の回転角度(46度31分18秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点(1期)の格子の回転角度(46度21分20秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月九日

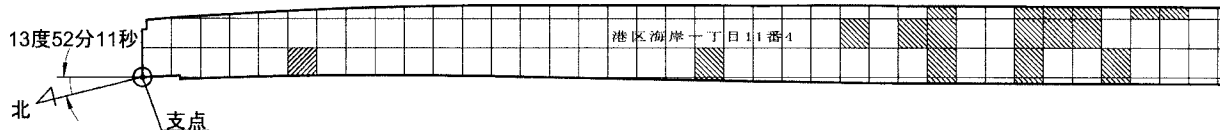
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区海岸一丁目地内)



二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
-  形質変更時要届出区域
【この告示により指定する区域】
-  形質変更時用届出区域
【平成30年東京都告示第1286号により指定された範囲】

【支点】

支点は、港区海岸一丁目11番4の最北端とする。

【格子の回転角度（13度52分11秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百十八号

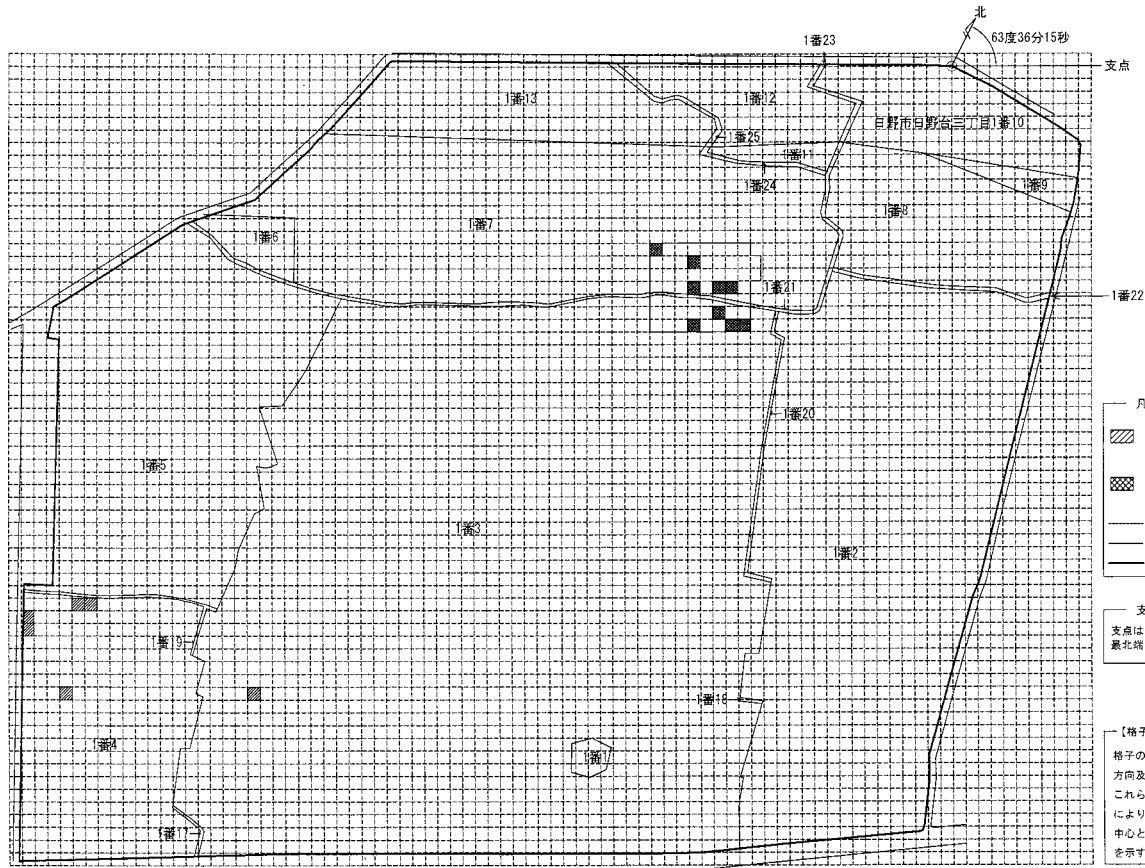
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（日野市日野台三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



凡 例

- 形質変更時届出区域 (平成31年東京都告示第671号により指定した区域)
- 形質変更時届出区域 (この告示により指定する区域)
- 単位区画
- 道境界
- 敷地境界

支 点
支点は日野市日野台三丁目1番10の最北端とする。

【格子の回転角度(63度36分15秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

建設業の許可の取消処分のお知らせ

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項及び第二十九条の二第二項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 処分した年月日

令和元年六月十八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社プレスカンパニー
大田区田園調布二丁目五十一番九号

小高 務

東京都知事許可(般一二十六)第一三四七九三号

東京都知事許可(般一二十七)第一三四七九三号

三 処分の内容

建設業法第二十九条の二第一項に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第二項に該当する。

一 処分した年月日

令和元年六月十八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

テクノ機電株式会社

文京区小石川一丁目七番九号会津屋ビル三階

田中 修

東京都知事許可(般一二十六)第一四二六五一号

三 処分の内容

建設業法第二十九条の二第一項に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。

一 処分した年月日

令和元年六月十八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社大樹

足立区千住三丁目一番地藤田ビル四階

青柳 大樹

東京都知事許可(般一三十)第一四九八九五号

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項第二号に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

役員が、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条の罪により罰金二十万円の刑が確定した。このことが、

建設業法第八条第十一号で規定する許可の欠格要件に該当する。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和元年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

四谷駅前地区第一種市街地再開発事業

二 店舗所在地

新宿区四谷一丁目五十番地

三 設置者名

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

四 意見

ア 聴取者

イ 概要

ウ 収受日

五 縦覧場所

六 縦覧期間

七 縦覧時間

新宿区長
意見なし
令和元年六月二十七日
東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)
令和元年七月九日から同年八月九日まで。
ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

